



証 明 願

佐賀市長 秀島敏行 様

佐賀市が大和町道路台帳更新業務に伴う基準点測量業務委託により作成した測量成果簿並びに新設した基準点は佐賀市の内部資料であり国土地理院の認証を受けていないこと。及び土地家屋調査士が業として新設した基準点の使用することを承認していないこと。

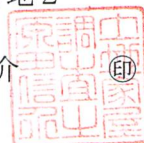
上記のとおり相違ないことを証明願います。

平成 30 年 2 月 23 日

願出人

佐賀市本庄町大字本庄18番地2

土地家屋調査士 原田 信介



上記のとおり相違ありません。

平成 30 年 3 月 9 日

佐賀市長 秀島敏行





様式第4号（第3条関係）

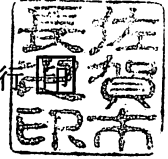
公文書非公開決定通知書

佐市北建第655号

平成30年3月6日

原田信介様

佐賀市長 秀島敏行



平成30年2月23日付けで公開請求があった公文書の公開については、佐賀市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書を公開しないことと決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、佐賀市長に対し審査請求をすることができます。

また、前記の審査請求をしなくても、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀市を被告として（訴訟において佐賀市を代表する者は佐賀市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

| | |
|----------------|---|
| 公文書の件名 又は内容 | 大和町道路台帳更新業務に伴う基準点測量業務委託により作成した測量成果簿並びに新設した基準点について国土地理院の認証を受けた文書。及び土地家屋調査士が業として佐賀市が新設した基準点を使用することを承認した文書 |
| 公文書を公開しない理由 | 1 佐賀市情報公開条例第6条第 号の規定に該当 2 佐賀市情報公開条例第9条の規定に該当 ③ 公開請求があった公文書が存在しません。 (理由) 測量成果簿並びに新設した基準点について、国土地理院の認証を受けていないため。 新設した基準点を業として使用することについて、承認していないため。 |
| 所管課 | 建設部 北部建設事務所 電話番号 0952-58-2863 内線 740 - 164 |